生駒市規則第12号

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年3月生駒市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

第16条第3項中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

別表第2の4の項及び5の項中「であって、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加える。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。